

## Hong Kong Tax Alert

12 October 2021

2021 Issue No. 8

OECDは10月に声明を発表し、グローバル最低税率を含む特定の定量的パラメーターを15%に設定し、範囲内の多国籍企業の残余利益の25%を市場国・地域に割り当て、課税対象ルールの税率を9%とすることを確認しました。

2021年10月8日、OECD<sup>1</sup>は、税源浸食・利益移転（「BEPS」）<sup>3</sup>に関するOECD／G20<sup>2</sup>包摂的枠組み（以下、「包摂的枠組み」）のオンライン会合を終え、BEPS 2.0プロジェクトにおける2つの柱からなる基本設計について、包摂的枠組みに参加する140カ国の中うち136カ国・地域の合意を反映した声明<sup>4</sup>（以下、「10月声明」）を発表しました。

10月声明では、BEPS2.0プロジェクトの2つの柱に関する合意点が記載されています。

- ▶ 第1の柱：課税権（ネクサス）及び利益配分ルールの改定
- ▶ 第2の柱：世界的な最低税率の導入に係る新たなグローバル規定の整備

10月声明は、2021年7月に発表された「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための2つの柱からなる解決策に関する声明」（以下、「7月声明」）を基礎に、いくつかの重要なパラメーターについて、より具体的な内容を示しています。特に、第1の柱における市場国・地域に再分配されるべき残余利益は25%（7月の声明においては20～30%）に、第2の柱における最低税率は15%（7月の声明においては、「少なくとも」15%）に設定されました。10月声明はさらに、その他の基準値、税率、管理メカニズム等について取り上げています。

- 
1. 経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development）
  2. G20は欧州連合及び、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、英国、米国の20カ国で構成されています。
  3. 税源浸食・利益移転（Base Erosion and Profit Shifting）
  4. <https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.pdf>

第1の柱の重要な要素である収入源泉ルール、課税標準算定のための調整、マーケティング及び販売に関するセーフハーバー・ルールの設計、並びに紛争防止・解決のルール、第2の柱における一時差異に対処するルール、簡素化メカニズム、並びに移行ルールなどについて、実質的・技術的な詳細はまだ発表されていません。

10月声明には、実施計画に関する付属書が含まれており、おおむね2023年に発効すると定められていますが、第2の柱の軽課税支払ルール（以下、「UTPR」）については2024年の発効となります。

G20財務相は、今回の包摂的枠組み会合の結果を、2021年10月12～13日にワシントンにおいて開催される会合において検討する予定です。

## 詳細

### 10月声明

2021年10月8日、OECDは、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するため、包摂的枠組みが2つの柱からなる解決策に合意したこと示す声明<sup>5</sup>を発表しました。包摂的枠組みに参加する140の国・地域のうち、136カ国・地域が10月声明に合意しました。7月声明に参加しなかったエストニア、ハンガリー、アイルランドは10月声明に参加しましたが、7月声明に参加したパキスタンは10月声明には参加していません。ケニア、ナイジェリア、スリランカはいずれの声明にも参加していません。

10月声明は、国際課税ルールの抜本的改革に関する大枠合意について、7月声明を更新するものです。7月声明の詳細については、弊所の香港タックス・アラート<sup>6</sup>をご参照ください。10月声明における主な更新内容は以下のとおりです。

### 第1の柱

- ▶ Amount Aの適用対象に変更はなく、全世界売上高が200億ユーロを超える収益性が10%を超える多国籍企業と提示されています。これらの閾値は、平均メカニズムを使用して計算されます（このメカニズムについては詳しく説明されていません）。
- ▶ Amount Aは、売上高の10%を超過する利益として定義される「残余利益」の25%が、収益ベースの配分キーを使用して新たな課税権（ネクサス）が認められた市場国・地域に配分されます（7月声明では、20～30%の残余利益の範囲が提示されました）。
- ▶ Amount Aに関連するすべての問題について、強制的で拘束力のある紛争解決メカニズムが利用可能になります。一部の発展途上国では、選択的で拘束力のある紛争解決メカニズムが利用可能になります。選択的で拘束力のあるメカニズムを採用可能な国・地域の適格性は、定期的に検討されます。当該メカニズムの採用が不適格とされた国・地域は、その後のすべての年度において不適格となります。
- ▶ Amount Aを実施するための多国間条約（以下、「MLC」）により、すべての企業に関するすべてのデジタルサービス税及びその他の関連する類似措置の撤廃が求められます。2021年10月8日以降、2023年12月31日またはMLCの発効日のいずれか早い日まで、新たなデジタルサービス税や類似する措置は、いかなる企業にも課されません。
- ▶ 10月声明では、Amount Aを実施するためのMLCが2022年に開発・公表され、Amount Aは2023年に発効する見通しであることが再確認されています。



5. 声明とともに、OECDは、この進展に関する追加の背景や情報を提供する一連のよくある質問(FAQ)とパンフレットを発表しました。  
<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.htm>

6. [https://www.ey.com/en\\_cn/hong-kong-tax-alerts/hong-kong-observations-on-beps-2-0-developments](https://www.ey.com/en_cn/hong-kong-tax-alerts/hong-kong-observations-on-beps-2-0-developments)（英語版）

## 第2の柱

- 包摂的枠組みに参加する国・地域は、グローバル税源浸食防止(以下、「GloBE」)規則を採用する必要はありませんが、採用することを選択した場合には、包摂的枠組みで合意されたモデル規則及びガイダンスを含め、第2の柱で規定された方法で実施し管理する必要があります。また、包摂的枠組みの参加国・地域は、他の参加国・地域によるGloBE規則の適用を受け入れることが再確認されています。
- 10月声明では、GloBE規則が国別報告書の適用基準に基づき、グループ全体の連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業に適用されることが再確認されています。
- 第2の柱の設計は、所得合算ルール(以下、「IIR」)とUTPRを含むGloBE規則、及び租税条約の特典否認に関する課税対象ルール(以下、「STTR」)からなることが再確認されています。UTPRは、国際的な活動の初期段階にある多国籍企業(すなわち、海外の有形資産が5,000万ユーロ以下であり、海外の事業活動が5カ国・地域以下の多国籍企業)については適用が除外されます。このUTPRの適用除外は、多国籍企業が初めてGloBE規則の適用対象とされてから5年間に限り認められます。
- 既存の分配税制度に関しては、収益が4年内に分配され(7月声明では3年または4年とされていました)、最低水準以上の税率で課税される場合には、トップアップ(追加)課税の対象になりません。
- IIRとUTPRにおける最低税率は15%となります(7月声明では『少なくとも15%』とされていました)。
- 実体ベースの適用対象除外(カーブアウト)は7月声明から変更され、移行期間は7年ではなく10年とし、有形資産の帳簿価額の8%と給与の10%が除外され、その金額は毎年減少します。最初の5年間は毎年0.2%ポイントずつ減少し、最後の5年間は有形資産については0.4%ポイント、給与については0.8%ポイント減少します。移行期間後、除外される金額は、給与及び有形資産の帳簿価額の5%になります。
- 多国籍企業の売上高が1,000万ユーロ未満、利益が100万ユーロ未満の国・地域に対しては、デミニマス基準に基づく除外規定が設けられています。
- STTRの適用に使用される名目税率は9%となります(7月声明では7.5~9%の範囲とされていました)。
- 第2の柱では、国・地域ごとに最低税率が適用されることが再確認されました。また、これに関連して、公平な競争条件を確保するために、米国外軽課税無形資産所得税制(Global Intangible Low-Taxed Income regime)とGloBE規則が共存する条件が検討されることも再掲されています。
- 10月声明によれば、第2の柱は総じて2022年中に各國・地域で法制化され、2023年中に発効させるべきであるとされています。ただし、UTPRの発効は2024年まで延期されています。

## 実施

10月声明には、目標日程や実施計画に関する情報をまとめた付属書が含まれています。

第1の柱の計画によれば、現在租税条約が存在するか否かに関わらず、Amount AはMLCを通じて実施されます。必要に応じて、国内法の対応的調整によっても、Amount Aは導入されます。デジタル経済に関するタスクフォースは、2022年半ばまでに当該MLCの署名を可能とするため、2022年初めまでにMLCと注釈文書を完成させることを目指しています。Amount Aを2023年に発効させることを目標に、各國・地域はMLCの署名後できるだけ早くMLCを批准することが期待されています。また、デジタル経済に関するタスクフォースは、2022年初めまでに国内法のモデル規則を作成する予定です。

第2の柱のモデル規則とそれに付随する解説は、2021年11月末までに作成されます。STTRを実施するためのモデル条約条項も2021年11月末までに作成される予定です。二国間租税条約におけるSTTRの実施を促進するために、包摂的枠組みによって多国間協定(以下、「MLI」)が2022年半ばまでに作成される見込みです。モデル条約の規定は、STTRの目的と運用を説明する解説によって補完され、STTRの実施を支援するプロセスが合意されることになります。遅くとも2022年末までに、GloBE規則の実施枠組みが策定されます。

## 実施スケジュール

### 第1の柱

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 2022年初め | 第1の柱のAmount Aの実施に関する<br>MLC草案と注釈文書 |
| 2022年初め | 第1の柱の実施に必要な国内法のモデル規則               |
| 2022年半ば | MLCのハイレベル署名式                       |
| 2022年末  | 第1の柱のAmount Bに関する作業の最終化            |

### 第2の柱

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 2021年11月 | GloBE規則のモデル規則                  |
| 2021年11月 | STTR実施のためのモデル条約                |
| 2022年半ば  | 二国間租税条約におけるSTTRを実施する<br>ためのMLI |
| 2022年末   | GloBE規則の実施枠組み                  |

|       |                |
|-------|----------------|
| 2023年 | 2つの柱から成る解決策の実施 |
|-------|----------------|

## 次のステップ

G20財務相は、2021年10月12～13日にワシントンで開催される会議で、包摂的枠組み会合の結果を承認することが見込まれています。

## 今後の影響

10月声明は、世界の税制を根本的に変更するBEPS 2.0プロジェクトの重要な節目であり、OECD及びG20諸国（欧州連合を含む）のすべてが主要なパラメーターに関する合意を支持しています。しかしながら、2つの柱の主要な設計要素については、さらなる作業が必要です。加えて、計画されているモデル規則、条約条項、注釈及び解説の作成においては、今後実質的及び技術的な詳細に関する多大な作業が必要となります。これらの作業は、実施計画のスケジュールに基づいて、迅速に完了させる必要があります。10月声明では、今後も利害関係者と協議しつつ当該作業を進めていくとしていますが、政策立案者が企業や他の利害関係者と協議する時間が限られていることに留意が必要です。したがって、BEPS2.0プロジェクトに提言を希望する企業は、包摂的枠組みが10月声明に続く取り組みを継続している現段階で、当該プロセスに関与するように努めるべきです。

特に、包摂的枠組みが掲げる非常に野心的な実施スケジュールを考えると、企業が今後数ヶ月の間に展開されるこれらの動向を注視し、世界的な税制改正が自社の事業に与える影響を評価することが重要になります。さらに、企業は今後、これらの提案を導入するための国内税法や二国間・多国間協定の改正について、関係する国・地域における動向を注視する必要があります。

## 香港への影響

香港政府は、香港が国際的な金融・商業のハブとして、BEPS 2.0プロジェクトに積極的に参加し、OECDによって最終決定されるBEPS 2.0のモデル規則の実施を行うとする従来の立場を堅持しています。また、香港の立法作業における、利害関係者との意見交換<sup>7</sup>も予定されています。

香港政府は、これらの提案により、租税競争力を高める手段として、優遇税制を定めている国・地域の有効性が今後低下することを認識しました。しかし、これは香港が税制面でより公平な条件の下、競争上の優位性を強化できることを意味しています。

BEPS 2.0プロジェクトの実施により、租税競争の範囲は減少していく一方で、投資面での競争に関しては、高度な人材供給やインフラ面などの他の分野にシフトしていくことでしょう。そのため、香港政府は、ポストBEPS時代において香港が投資先としての魅力を維持するため、ビジネス環境をさらに強化することが不可欠です。

さらに香港は、欧州連合加盟国からの制裁対象となる「ブラックリスト」<sup>8</sup>入りを避けるため、現行の源泉地課税制度における受動的所得（利息、ロイヤルティー収入、配当など）に係る規定の修正案を検討しています。BEPS 2.0とこれらの動きが相まって、来年は香港の税法に大きな変化があると考えられます。納税者は、これらの動向を注視すると共に、税務専門家と連携しながら、一連の税制の変化が投資や事業へもたらす影響を理解する必要があります。



7. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202110/09/P2021100900320.htm>

8. 詳細の内容については、弊事務所の香港タックス・アラート（2021年10月6日号）をご参照ください。

[https://www.ey.com/en\\_cn/hong-kong-tax-alerts/eu-concluded-that-hong-kong-offshore-income-exemption-regime-as-regards-passive-income-is-harmful](https://www.ey.com/en_cn/hong-kong-tax-alerts/eu-concluded-that-hong-kong-offshore-income-exemption-regime-as-regards-passive-income-is-harmful)

## Hong Kong office

**Agnes Chan**, Managing Partner, Hong Kong & Macau  
27/F One Taikoo Place, 970 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong  
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

| Non-financial Services  |   |   |  | Financial Services  |  |
|---|---|---|--|---|--|
| <b>David Chan</b><br>Tax Leader for Hong Kong and Macau<br>+852 2629 3228<br>david.chan@hk.ey.com |   |   |  | <b>Paul Ho</b><br>Tax Leader for Hong Kong<br>+852 2849 9564<br>paul.ho@hk.ey.com |  |
| <b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b>                                    |   |   |  | <b>Business Tax Services / Global Compliance and Reporting</b>                    |  |
| <b>Hong Kong Tax Services</b>   |   |   |  | <b>Hong Kong Tax Services</b>   |  |
| Wilson Cheng<br>+852 2846 9066<br>wilson.cheng@hk.ey.com  | Tracy Ho<br>+852 2846 9065<br>tracy.ho@hk.ey.com                | May Leung<br>+852 2629 3089<br>may.leung@hk.ey.com                | Karina Wong<br>+852 2849 9175<br>karina.wong@hk.ey.com | Paul Ho<br>+852 2849 9564<br>paul.ho@hk.ey.com                                    | Sunny Liu<br>+852 2846 9883<br>sunny.liu@hk.ey.com |
| Ada Ma<br>+852 2849 9391<br>ada.ma@hk.ey.com  | Grace Tang<br>+852 2846 9889<br>grace.tang@hk.ey.com            |   |  | <b>Customer Tax Operations and Reporting Services</b>                             |  |
| <b>China Tax Services</b>   |   |   |  | <b>Anish Benara</b><br>+852 2629 3293<br>anish.benara@hk.ey.com                   |  |
| Ivan Chan<br>+852 2629 3828<br>ivan.chan@hk.ey.com  | Lorraine Cheung<br>+852 2849 9356<br>lorraine.cheung@hk.ey.com  | Sam Fan<br>+852 2849 9278<br>sam.fan@hk.ey.com                    |  | <b>China Tax Services</b>   |  |
| Becky Lai<br>+852 2629 3188<br>becky.lai@hk.ey.com  | Carol Liu<br>+852 2629 3788<br>carol.liu@hk.ey.com              |   |  | <b>US Tax Services</b>  |  |
| <b>International Tax and Transaction Services</b>   |   |   |  | <b>Cindy Li</b><br>+852 2629 3608<br>cindy.jy.li@hk.ey.com                        |  |
| <b>International Tax Services</b>   | <b>Transfer Pricing Services</b>                                |   |  | <b>Michael Stenske</b><br>+852 2629 3058<br>michael.stenske@hk.ey.com             |  |
| Jo An Yee<br>+852 2846 9710<br>jo-an.yee@hk.ey.com  | Sangeeth Aiyappa<br>+852 26293989<br>sangeeth.aiyappa@hk.ey.com | Martin Richter<br>+852 2629 3938<br>martin.richter@hk.ey.com      |  | <b>International Tax and Transaction Services</b>                                 |  |
|   | Kenny Wei<br>+852 2629 3941<br>kenny.wei@hk.ey.com              |   |  | <b>Vanessa Chan</b><br>+852 2629 3708<br>vanessa-ps.chan@hk.ey.com                |  |
| <b>Transaction Tax Services</b>   |   |   |  | <b>Rohit Narula</b><br>+852 2629 3549<br>rohit.narula@hk.ey.com                   |  |
| David Chan<br>+852 2629 3228<br>david.chan@hk.ey.com  | Jane Hui<br>+852 2629 3836<br>jane.hui@hk.ey.com                | Eric Lam<br>+852 2846 9946<br>eric-yh.lam@hk.ey.com               | Qiannan Lu<br>+852 2675 2922<br>qiannan.lu@hk.ey.com   | <b>Justin Kyte</b><br>+852 2629 3880<br>justin.kyte@hk.ey.com                     |  |
| <b>People Advisory Services</b>   |   |   |  |   |  |
| Ami Cheung<br>+852 2629 3286<br>ami-km.cheung@hk.ey.com   | Robin Choi<br>+852 2629 3813<br>robin.choi@hk.ey.com            | Jeff Tang<br>+852 2515 4168<br>jeff.tk.tang@hk.ey.com             |  | <b>Transaction Tax Services</b>   |  |
| <b>Asia-Pacific Tax Centre</b>  |   |   |  |   |  |
| <b>Tax Technology and Transformation Services</b>   |   | <b>International Tax and Transaction Services</b>                 |  | <b>Indirect tax</b>   |  |
| Albert Lee<br>+852 2629 3318<br>albert.lee@hk.ey.com  |   | <b>US Tax Desk</b>  |  | <b>Tracey Kuuskoski</b><br>+852 26752842<br>tracey.kuuskoski@hk.ey.com            |  |
| Robert Hardesty<br>+852 2629 3291<br>robert.hardesty@hk.ey.com                                    |   | <b>Jeremy Litton</b><br>+852 3471 2783<br>jeremy.litton@hk.ey.com |  |   |  |
|   |   | <b>Operating Model Effectiveness</b>                              |  |   |  |
|   |   | <b>Edvard Rinck</b><br>+852 2675 2834<br>edvard.rinck@hk.ey.com   |  |   |  |

## EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

## About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2021 Ernst & Young Tax Services Limited. All Rights Reserved.  
APAC no. 03013271 ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](http://ey.com/china)



Follow us on WeChat  
Scan the QR code and stay up-to-date  
with the latest EY news.